

定 款

テンアライド株式会社

テンアライド株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、テンアライド株式会社と称し、英文では TEN ALLIED CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
- (2) 食料品及び飲料品の製造加工並びに販売
- (3) 食料品、酒類及び調味料の販売、小売、通信販売
- (4) 煙草及び日用品雑貨の小売
- (5) 各種飲食業に対する技術援助及び経営指導
- (6) コンパクトディスク等による電子音楽の制作販売及び配信による電子音楽の販売
- (7) 有料職業紹介事業
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 人事測定および教育訓練事業
- (10) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都目黒区におく。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、84,714,300 株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 84,711,800 株

A種種類株式 1,000 株

B種種類株式 1,500 株

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の普通株式は、100株をもって1単元とし、A種種類株式は、1株をもって1単元とし、B種種類株式は、1株をもって1単元とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第2章の2 A種種類株式

(剰余金の配当)

第11条の2

- (1) 優先分配金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式

を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、第11条の16に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき第2号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種種類配当金」という。）を行う。

(2) 優先配当金の額

A種種類株式1株当たりのA種種類配当金の額は、100万円に7.0%を乗じることにより算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合には、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種種類配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種種類配当金の合計額を控除した金額とする。なお、A種種類配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(3) 累積条項

当会社は、ある事業年度においてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、第11条の16に定める支払順位に従い、A種種類配当金の配当に先立ち、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して配当する。

(4) 非参加条項

当会社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第11条の3

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、第11条の16に定める支払順位に従い、A種種類株式1株当たり、100万円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。

「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（但し、残余財産分配日が2021

年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合には、払込期日）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を第 11 条の 2 第 2 号の算出方法に適用して得られる優先配当金の額とする。

(2) 非参加条項

当会社は、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して、前号に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第 11 条の 4 A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(譲渡制限)

第 11 条の 5 A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

(現金対価の取得請求権（償還請求権）)

第 11 条の 6

(1) 償還請求権の内容

A 種種類株主は、2021 年 3 月 23 日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A 種種類株式 1 株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還効力発生日」）における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日から 5 日後以降の最初の営業日に、当該 A 種種類株主に対して、第 2 号に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき A 種種類株式は、償還請求が行われた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われた A 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われた A 種種類株式及び取得請求権が行使された B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみ A 種種類株式及び B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、償還請求が行われなかつたものとみなす。

(2) 償還価格

A 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、償還請求に係る A 種種類株式の数に、

(i) 100 万円並びに (ii) A 種累積未払配当金相当額及び A 種経過未払配当金相当額の合計額を、償還請求に係る A 種種類株式の数に乗じて得られる額とす

る。なお、本号においては、第 11 条の 3 第 1 号に定める A 種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A 種経過未払配当金相当額を計算する。

(3) 償還請求受付場所

東京都目黒区鷺番二丁目 16 番 18 号 (K ビル)

テンアライド株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求に要する書類が第 3 号に記載する償還請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(現金対価の取得条項 (強制償還条項))

第 11 条の 7

(1) 当会社は、当会社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して強制償還日から 2 週間以上前までに通知を行ったうえで、当会社が A 種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A 種種類株式の強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して第 2 号に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A 種種類株式の一部を取得するときは、取得する A 種種類株式は、取得の対象となる A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 強制償還価額

A 種種類株式 1 株当たりの強制償還価額は、(i) 100 万円並びに (ii) A 種累積未払配当金相当額及び A 種経過未払配当金相当額の合計額を、強制償還に係る A 種種類株式の数に乗じて得られる額とする。なお、本号においては、第 11 条の 3 第 1 号に定める A 種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A 種経過未払配当金相当額を計算する。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第 11 条の 8 当会社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

- 2 当会社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 3 当会社は、A 種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。

第 2 章の 3 B 種種類株式

(B 種優先配当金)

第11条の9 当会社は、第47条の規定に従い、剩余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。）に対し、第11条の16に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剩余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剩余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剩余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の10に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剩余金の配当の基準日から当該剩余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剩余金の配当を行うことを要しない。

- 2 ある事業年度において、B種種類株主等に対して支払う1株当たりの剩余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。
- 3 当会社は、B種種類株主等に対して、B種優先配当金額を超えて剩余金の配当は行わない。

（B種期中優先配当金）

第11条の10 当会社は、第48条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剩余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して、第11条の16に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剩余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を

控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の11 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、第11条の16に定める支払順位に従い、B種種類株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種残余財産分配日」（B種種類株主等に対して残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（B種残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（B種残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

2 B種種類株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の12 B種種類株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「B種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種種類株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、B種償還請求日においてB種償還請求が行われたB種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B種償還請求日における分配可能額を超える場合には、B種償還請求が行われたB種種類株式及び取得請求権が行使されたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がB種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、B種償還請求が行われなかったものとみなす。

2 B種種類株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわた

って支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「 m 年と n 日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1+0.04)$ 」の指数を表す。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたB種優先配当金（B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「 x 年と y 日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1+0.04)$ 」の指数を表す。

3 本条第1項に基づくB種償還請求の効力は、B種種類株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の13 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「B種強制償還日」という。）の到来をもって、B種種類株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種種類株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種種類株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金（B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

(議決権)

第11条の14 B種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

第11条の15 法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。B種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを

受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第2章の4 優先順位

(優先順位)

第11条の16 配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」という。)、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者(以下、「A種種類株主等」という。)、B種種類株主等に対する剩余金の配当(期中配当を含む。以下同じ。)の支払順位は、A種種類株主等及びB種種類株主等に対する剩余金の配当を第1順位(それらの間では同順位)、普通株主等に対する剩余金の配当を第2順位とする。

- 2 普通株主等、A種種類株主等及びB種種類株主等に対する残余財産の分配の支払順位は、A種種類株主等及びB種種類株主等に対する残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、普通株主等に対する残余財産の分配を第2順位とする。
- 3 当会社が剩余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剩余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(種類株主総会)

第 17 条の 2 第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

- 2 第 13 条、第 14 条、第 15 条及び第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- 3 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
- 4 第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
- 5 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主及び B 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 14 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以

上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当会社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会はその決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法 423

条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第33条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮できる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 47 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期

「末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

沿革

昭和 44 年 12 月 20 日 施行
昭和 62 年 6 月 26 日 改施
平成 3 年 6 月 26 日 改施
平成 5 年 6 月 29 日 改施
平成 6 年 6 月 29 日 改施
平成 10 年 6 月 26 日 改施
平成 11 年 6 月 25 日 改施
平成 12 年 6 月 27 日 改施
平成 14 年 6 月 26 日 改施
平成 15 年 6 月 26 日 改施
平成 16 年 6 月 25 日 改施
平成 18 年 6 月 28 日 改施
平成 19 年 6 月 27 日 改施
平成 20 年 6 月 26 日 改施
平成 21 年 6 月 25 日 改施
平成 25 年 6 月 26 日 改施
平成 27 年 6 月 25 日 改施
令和 3 年 3 月 22 日 改施
令和 3 年 6 月 25 日 改施
令和 4 年 6 月 28 日 改施
令和 6 年 6 月 26 日 改施